

第 5 節 都市内分権構築で市民参画・協働のまちづくり

1. 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・ますます多様化する市民の要望や要求、さらには少子高齢社会に対応したまちづくりを進めていくためには、行政のみの力だけでは限界があります。そこで、多くの市民が行政や地域づくりに参加し、地域の課題解決に取り組むことが求められています。
- ・潤いと活力がある個性あふれた地域づくりを進めるためには、心が通い合う地域社会をつくる必要があります、そのためには、地域の自主性に基^{注1)}づいたコミュニティ活動が重要な役割を担っていくものと思われ^{注2)}ます。
- ・市長マニフェス^{注3)}トによる「小さな市役所構想」が示されて以来、この構想に寄せる市民の関心は高まりました。この構想に基づき、市内26か所に地域づくり拠点施設を設置し、地域の課題解決に地域住民が自主的に取り組む仕組みをつくとともに、「地域の課題解決は地域で行う」という市民の意識づくりも進めています。
- ・市民の意見・提言を市政に反映させることを目的とした「まちづくり市民懇談会」^{注4)}、「おじゃまします。市長です。」^{注5)}を開催し、市の将来像やまちづくりなど市政全般について市民と直接対話をするなど、協働のまちづくりに取り組んでいます。
- ・市民との協働によるまちづくりを目指し、「まちづくり基本条例」の平成19年度内制定に向けて取り組んでいます。
- ・本市における住民組織^{注6)}としては、市内221の行政区を基本として町内会や自治会が結成され、それぞれの地域の特性を生かした活動を活発に行っています。
- ・住民による自発的な活動は、地域での防犯防災活動などの行政では十分に対応できない分野や公共サービスを受けられる対象が少ないなど行政が個別的には対応できない分野において、新たな公共サービスの担い手となることが期待されています。

〔課題〕

市民と行政が協働して地域の課題解決に取り組むためには、市民一人ひとりが生活上の問題、地域の課題を認識し、協働^{注7)}の精神を理解することが必要です（地域の課題解決に主体的に取り組むという意識の醸成）。

市民と共に協働のまちづくりを進めるためには、地域課題解決に向けた相談窓口の充実が必要です（部局横断的な連携の強化と住民との相互理解）。

住民組織活動に対する支援、拠点施設の確保や整備充実が必要です。

率先して住みよい地域づくりを目指すための実践体制づくりが必要です（小学校もしくは地区公民館単位でのコミュニティ会議^{注8)}の設立）。

高齢社会の進展により、地域に暮らす高齢者が身近な場所で住民票や印鑑証明書等の窓口サービスを受けられる体制づくりが必要です。

2. 施策の目的

対象	市民
意図	市民と行政が協働して地域のまちづくりができる 身近なところで行政サービスが受けられる

3. 施策の成果指標

成果指標名	平成 17 年度 (現状値)	平成 22 年度	平成 27 年度 (目標値)
まちづくり活動に参加している市民の割合	(64.0%)	69.0%	72.0%
地区の総課題件数のうち、地区で課題解決した件数の割合	未把握	20.0%	50.0%

() 内は平成 18 年度の実績

4. 施策と基本事業の体系

〔 施 策 〕

小さな市役所構
想と協働の推進

〔 基本事業 〕

- (1) 市政への住民参画と協働の推進
- (2) コミュニティ^{注 9)}単位でのふれあいづくり
- (3) 身近な窓口サービスの充実

5. 基本事業の内容

(1) 市政への住民参画と協働の推進

地方分権一括法の施行により、自分たちのことについては自分たちで決定し、その責任も自分たちで負うというまちづくりが求められており、このようなまちづくりを行うための必要なルールや仕組みをつくるため、まちづくり基本条例を定め、市民との協働によって、活力ある地域社会を築いていきます。

(2) コミュニティ単位でのふれあいづくり

市民にとって身近な課題を解決するため、振興センター^{注 10)}単位に設置されるコミュニティ会議^{注 10)}に対し、人的支援や財政支援を行います。

また、市民のコミュニティ意識^{注 11)}を高めるとともに、自主的なコミュニティ活動^{注 11)}が展開できるよう自治会などの住民組織^{注 11)}に対して活動支援を行うとともに、拠点となる施設の整備や既存施設の改修に係る経費について支援します。

(3) 身近な窓口サービスの充実

市民に身近な場所となる振興センターに職員を配置し、住民票や印鑑証明書の交付など窓口サービスを提供します。

用語解説

- 注1) コミュニティ活動 住みよい地域をつくるために地域住民が自主的に行う公益性のある活動。
- 注2) マニフェスト 宣言・声明書の意味で、選挙において有権者に政策本位の判断を促すことを目的として、候補者が当選後に実行する政策を予め確約(公約)し、それを明確に知らせるための声明(書)の意味で使われる。
- 注3) 小さな市役所構想 地域住民だれもが地域づくりに参画できるシステムを住民自らが作り上げ、身近な地域課題を解決し、地域住民のニーズに応じたきめ細やかなまちづくりを行うことを目的に、小学校および地区公民館単位を基本に小さな市役所を設置するもの。
- 注4) まちづくり市民懇談会 市長および市の幹部職員が、これからの市のあるべき姿や住みよい地域社会の実現に向けて、市民と直接意見交換し、今後の市のまちづくりに反映させるとともに、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的に開催するもの。
- 注5) おじゃまします。市長です。 市長が地区(行政区)に出向き、市民と市の将来像やまちづくりなど市政全般について自由に意見やアイデアの交換を行い、出された意見等を今後の市政の運営に反映させることを目的に開催するもの。
- 注6) 住民組織 自治会・町内会など、一定の地域住民による地縁型の組織。
- 注7) 協働 複数の主体(ここでは市民と行政)が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
- 注8) コミュニティ会議 振興センター(小さな市役所)において、地域課題を把握し、解決するため、住民の自主性に基づいて結成した組織。
- 注9) コミュニティ 市民にとって、最も身近な生活の場(基盤)であり、まちづくりへの最も身近な参加の場。身近なところでは、地縁を基盤とした町内会や自治会などの組織がある。
- 注10) 振興センター 地域づくり・コミュニティ活動の拠点、地域住民に身近な生涯学習の拠点として市内26か所に設置。また、各種証明書の発行も行う。
- 注11) コミュニティ意識(活動) 地域住民が力を合わせて住みよい地域をつくろうという意識(活動)。

5 - 2 N P O の活動促進と支援

1 . 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・本市におけるボランティア^{注1)}団体、市民活動団体（あるテーマで市内を中心に公益的な活動をしている団体）については、福祉や環境、国際協力などを目的とする組織が123団体結成され、それぞれ活発に活動していますが、新規会員の加入減少や会員の高齢化が進んでいるとともに、会の運営に困難を来している団体もあります。
- ・平成18年6月の市民アンケートでは、この1年間にボランティア活動やNPO活動に参加したことの市民の割合は、25.8%と4人に1人が参加しています。活動が盛んな分野は、ごみの減量・生活環境・自然環境活動29.9%、交通安全・防火・防犯活動13.7%、地域福祉ボランティア活動10.0%となっています。
- ・本市のNPO法人数は、平成18年3月現在、21団体であり、県下では盛岡市に次いで2番目に多い数値となっています。また、市内に多く設立されたNPO^{注2)}法人の活動を支援するための中間支援NPO法人が設立されていることも特徴的です。
- ・特定非営利活動促進法（NPO^{注3)}法）が平成10年に施行されて以来、NPO法人は県内でも急増し、行政や企業と協働して地域のさまざまな課題に取り組む活動も広まりつつあります。

〔課題〕

NPO^{注4)}が活動できる拠点施設の確保や活動に対する支援が必要です。

行政、NPOとの協働による地域づくり体制の確立が必要です。

市民がボランティアやNPO活動へ参加してもらうために市民参画の意識づくりが必要です。

2 . 施策の目的

対象	市民
意図	より多くの市民にボランティアやNPO活動に参加してもらう

3 . 施策の成果指標

成果指標名	平成17年度 (現状値)	平成22年度	平成27年度 (目標値)
NPO数	141団体	156団体	160団体
NPO構成員数	3,837人	4,000人	4,100人
この1年間にボランティア活動やNPO活動に参加したことの市民の割合	(25.8%)	30.0%	35.0%

()内は平成18年度の実績

4. 施策と基本事業の体系

〔 施 策 〕

〔 基本事業 〕

N P O の活動促進と支援

————— (1) N P O への活動支援

5. 基本事業の内容

(1) N P O への活動支援

市民が主体的に自己実現を図り社会貢献活動に取り組めるよう、ボランティアやN P O 活動などに支援を行うとともに、参加しやすい、活動しやすい環境づくりを推進します。また、平成 1 9 年 4 月より N P O 法人認証事務等について県から権限移譲を受け、より積極的な法人の育成に努めます。

用語解説

- 注 1) ボランティア 自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない人(有償ボランティアも含む)。
- 注 2) N P O 法人 N P O の中で「特定非営利活動促進法」に基づき、法人格を取得した団体。
- 注 3) 特定非営利活動 特定非営利活動を行う団体に法人格を与えることなどにより、市民が行う
促進法(N P O 法) 自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを
目的として、平成 1 0 年 1 2 月 1 日に施行された法律。
- 注 4) N P O 継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない「民間団体」。N P O 法人のほか、ボランティア団体、市民活動団体も含む。

1．施策の現状と課題

〔現状〕

- ・本市は全国的に見れば、自然災害の比較的少ない地域であるため、市民の防災意識は高くない状況にあります。近年の自然災害では、台風や大雨による住宅の床上・床下浸水が挙げられます。その対策として、北上川の築堤、河川改修、救急内排水（ポンプアップ）の整備、洪水ハザードマップ^{注1}や防災マップの作成と配布などを行っています。
- ・本市内の急傾斜地等の土砂災害危険箇所については、大雨時の優先的な巡回を実施しています。また、大雪の際には、市内でも倒木による道路の寸断や加重による送電被害、一般住宅や病院での停電、公共下水などライフラインに影響が発生しています。
- ・高い確率で発生するとされている宮城県沖地震や三陸沖地震等の大規模災害に対する市民の関心は高まっていますが、町内会や自治会単位の自主防災組織の設立はまだ一部のみとなっています。
- ・災害に強いまちを目指し、一般住宅の耐震診断への支援を実施するとともに、設置が義務化された住宅用火災警報器の周知・普及に努めています。
- ・本市内の火災発生件数は、年平均53件前後で推移していますが、近年では微減傾向にあります。また、年2回の全国一斉に行われる火災予防運動や防災訓練等で、市民の防火・防災意識の高揚を図るとともに、地区や事業所での防火講話会などを通じて防火啓発に努めています。
- ・地域における防災活動や初期消火活動において重要な役割を担う消防団員の確保が難しくなってきました。
- ・大迫地域では同報系防災行政無線、東和地域では有線放送設備が整備されていますが、災害時に市民が迅速に避難等出来るための防災情報の提供手段の確立が必要となっています。

〔課題〕

災害危険箇所について、その解消や災害時対応に努めるとともに、地域住民への防災情報伝達手段の確立が必要です。

大規模災害を想定した市民による防災訓練などを通じて市民の防災意識を高めるとともに、町内会や自治会を単位とした自主防災組織の結成促進と活動内容の充実が必要です。大地震に対する一般住宅の耐震化や火災による罹災者を少なくするため住宅用火災警報器の普及に努めるなど、安全対策をさらに促進していく必要があります。

消防団員の確保に努めるとともに、消防団組織のあり方も含めて、地域の防火防災体制の充実が必要です。

2．施策の目的

対象	市民
意図	災害から守られる

3. 施策の成果指標

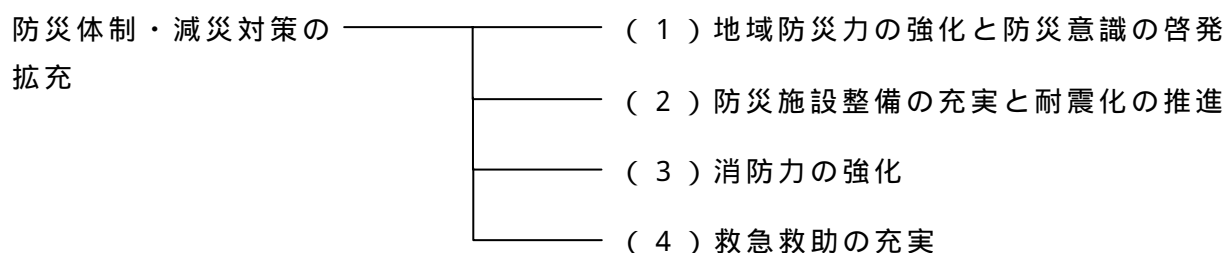
成果指標名	平成 17 年度 (現状値)	平成 22 年度	平成 27 年度 (目標値)
火災件数	41 件	40 件	40 件
救急救命講習会受講者数	3,548 人	4,000 人	4,000 人
水や食料、備品等を備蓄している市民の割合	(15.0%)	20.0%	22.0%

() 内は平成 18 年度の実績

4. 施策と基本事業の体系

〔 施 策 〕

〔 基本事業 〕



5. 基本事業の内容

(1) 地域防災力の強化と防災意識の啓発

地震などの災害時には、自主防災組織^{注 2)}の活動が、被害の拡大を防ぐ上で大きな役割を果たします。今後ますますその活動が重要視されているところであり、組織の育成・強化を進めるとともに、民生委員等との連携を強化し、高齢者や障害者などの災害時要援護者^{注 3)}の安全確保に努めます。また、多くの市民が防災訓練などに積極的に参加して、防災意識を高めるよう努めていきます。

(2) 防災施設整備の充実と耐震化の推進

大規模災害にも対応できるよう情報収集、伝達体制の充実や防災施設・資器材の整備を進めます。地震災害から命を守るため、引き続き一般住宅の耐震診断を支援し住宅の耐震化を促すとともに、避難収容施設の耐震化に努めます。また、災害危険箇所の警戒体制を強化していきます。

(3) 消防力の強化

防火水槽、消火栓などの消防水利、消防ポンプ自動車、消防屯所などの整備を進めるとともに、消防団員を確保するため、「機能別団員制度^{注 4)}」の導入など新たな消防団のあり方を検討しながら、常備消防とともに市民の安全を確保することができる消防体制の実現を目指します。

(4) 救急救助の充実

市民の急病や突然のケガなどに対する救急体制の強化充実を図るため、市民に対する救急救命講習会等を実施するとともに、医療機関の協力の下に救急隊員の研修を行い、より一層の資質向上に努めます。さらに計画的な救急救命士の養成にも努めます。

用語解説

- 注 1) 洪水ハザードマップ 河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域や避難場所等を表した地図。
- 注 2) 自主防災組織 町内会・自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織。
- 注 3) 災害時要援護者 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害から守られるための行動をとるために支援を要する人。
- 注 4) 機能別団員制度 団員がすべての活動に参加する基本的な制度を補完する、特定の活動にのみ参加する団員。

5 - 4 身近な生活安全の確保

1 . 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・本市の運転免許人口と車両保有台数、道路交通量は年々増え、それに伴い交通事故発生件数や死傷者数は増加傾向にあり、県内で4番目に多くなっています。
- ・事故は場所や当事者の年齢により傾向が異なることから、交通事故予防のため、幼児から高齢者まで年齢層やテーマに応じた交通安全教育や交通指導を行っています。また、事故多発地点や緊急に交通の安全を確保する必要がある道路については、関係機関と連携しながら効果的な対策を講じています。
- ・地域の子どもの交通安全、防犯活動は交通指導員をはじめ、防犯隊、防犯連絡所、こども110番の家、PTAなどのほか、最近では地域のボランティアで「見守り隊」を組織しての活動も増えてきています。
- ・飲酒運転による検挙者数は減少傾向ではありますが県内で14位となっています。重大事故に繋がりがねない飲酒運転を追放するため、警察や交通安全協会等の関係機関とともに啓発活動をしています。
- ・刑法犯認知件数は、5年前に比べ約26%減少しており、特に自転車等の乗り物盗の件数がスリークرائم^{注1)}作戦を展開した結果、半減しました。現代は、地域の連帯の希薄化や個人主義の傾向が強まっていることから、犯罪の発生しやすい社会になっていると言えます。
- ・防犯対策については、夜間の安全確保に必要な街路灯の設置を推進するとともに、防犯協会などの防犯活動を行う団体や警察と連携し、防犯体制の強化に努めています。
- ・暴力団対策については、行政・企業・各種団体が一丸となって不法行為の撲滅に向けて暴力団追放花巻市民大会を開催するなど、暴力団追放意識の啓発に努めています。
- ・振り込め詐欺や悪徳商法などの消費トラブルや被害は、年々増えてきています。また、被害に遭いそうになった市民の割合も多いことから、その手口も巧妙になりながら今後も増加が見込まれます。
- ・消費者保護対策については、各種相談会、ふれあい出前講座の開催、多重債務救済資金の預託など、消費生活の安全確保に努めています。

〔課題〕

交通安全に対する意識の高揚と啓発活動の実効ある展開を図る必要があります。

車の増加や高齢化に対応した施策を展開する必要があります。

全市民こぞっての防犯意識の高揚と活動の推進を図る必要があります。

消費生活に関する正しい知識の普及方法を構築していく必要があります。

2 . 施策の目的

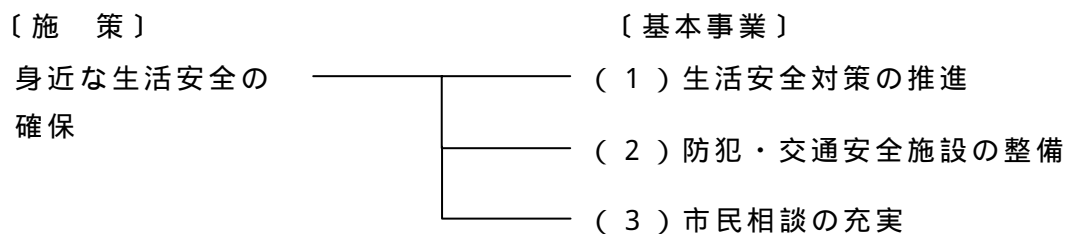
対象	市民
意図	犯罪や交通事故等から守られる

3. 施策の成果指標

成果指標名	平成 17 年度 (現状値)	平成 22 年度	平成 27 年度 (目標値)
交通事故件数	457 件	400 件	400 件
交通事故死傷者数	601 人	530 人	530 人
刑法犯認知件数	842 件	830 件	830 件
防犯を意識した行動をとっている市民 の割合	(85.9%)	90.0%	90.0%
この 1 年間に消費者トラブルに遭った 市民の割合	(1.5%)	1.0%	1.0%

() 内は平成 18 年度の実績

4. 施策と基本事業の体系



5. 基本事業の内容

(1) 生活安全対策の推進

交通指導員の配置、交通安全運動の推進、市民の交通安全コンクールへの参加促進を通じて市民の交通安全意識を高めます。また、事故・事件や多様なトラブルから身を守るために、これらに係る講座の開催を通じた啓発活動の充実に努めるとともに、防犯上の危険回避のための防犯連絡所やこども 110 番の家の拡充を図ります。さらに市民の安全・安心のために積極的に参画している交通安全協会や防犯協会等の活動を支援していきます。

(2) 防犯・交通安全施設の整備

市民がより安全に安心して外出できる環境を整備するために、公共の道路やその周辺にある危険を防止し、改善することが必要です。このため、街路灯の設置整備、カーブミラーや標識等の整備、防犯パトロール活動を行う青色回転灯装着車の普及を進めます。

(3) 市民相談の充実

事故・事件や生活トラブルの当事者になってしまった市民の不安を取り除き、適切な対策が取れるようにするため、交通安全専門員を配置するとともに、弁護士・司法書士等法律の専門家による相談事業を進めます。また、多重債務者の救済のため、その相談とあわせ消費者救済資金預託事業に取り組みます。

用語解説

注1) スリークرائم作戦 自転車盗・自販機狙い・車上狙いの3つの身近な犯罪を重点に、地域が一体となって犯罪の総量抑制を図ることを目的とした活動。

1. 施策の現状と課題

〔現状〕

- ・旧花巻市の男女共同参画に対する取り組みは早く、平成12年3月には県内4番目に「男女共同参画基本計画（パートナーシップ創造プラン・はなまき）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進してきました。さらに、平成14年5月には「花巻市男女共同参画推進条例」を制定して男女共同参画についての施策の基本的事項や市民・事業者・行政の役割を定めました。
- ・旧東和町においても、平成14年3月に「男女共同参画基本計画（男女共生まほろばプラン）」を策定しています。旧大迫町と旧石鳥谷町では、男女共同参画に関する基本計画を策定していませんでしたが、各種の講座への参加や旧花巻市が開催する男女共同参画フォーラムへの参加などに取り組んできました。
- ・平成18年1月の新市誕生と同時に、本市では、花巻市男女共同参画推進条例を制定するとともに、男女共同参画推進員15人を配置するなど速やかに推進体制を整備しました。一方で、男女共同参画についての施策や市民・事業者の取り組みを総合的かつ計画的に進めるための男女共同参画基本計画を策定しました。
- ・本市では、男女共同参画を推進している市民団体や女性団体と市が事業運営や啓発などで協働し、その推進を図っています。また、市民への意識啓発を目的に「パートナーシップ創造講座」「男女共同参画推進フォーラム」の開催、情報誌「We（ウィー）」の発行など、市民が男女共同参画社会に対する理解を深めていくことを念頭に事業を進めています。
- ・市民アンケート結果によれば、「男女共同参画社会」の言葉と意味を理解している市民の割合は42.0%と半分以下となっています。また、性別を理由とした固定的な役割分担や慣習があり、職場・学校における男女の平等感を持っている人の割合も43.3%、地域における男女の平等感を持っている人の割合も39.9%であり、いずれも半分以下となっています。
- ・男女平等の実現にとって大きな妨げとなっているといわれるDV（^{注2}ドメスティック・バイオレンス）については、旧花巻市の調査（平成15年）で、「受けたことがある」と答えた女性が20.7%となっています。

〔課題〕

男女共同参画社会の形成には、市民の理解を深めることが必要であり、市民に対し効果的な意識啓発を行うとともに多様な学習機会を提供していく必要があります。

市民・事業者・市がそれぞれ対等な立場で力を合わせることを求められ、連携が重要であり、意見交換や情報交換のためのネットワークの構築が必要です。

DVについては、被害が潜在化している傾向があり、県の暴力相談支援センター・警察等との連携をとりながら、暴力防止や相談窓口に関する周知を徹底していく必要があります。

男女共同参画を推進する取り組みは、男性にとっても重要性を増しており「男性向け講座」や「男性向けの相談」の充実等を検討する必要があります。

あらゆる分野にわたる施策であり、全市的な取り組みとなるため、推進体制の強化が必要となります。そのためには、男女共同参画推進員等のリーダーが育つ環境を整えていく必要があります。

2. 施策の目的

対象	市民
意図	あらゆる機会、分野で男女の共同参画が確保される

3. 施策の成果指標

成果指標名	平成 17 年度 (現状値)	平成 22 年度	平成 27 年度 (目標値)
男女共同参画社会という言葉・意味を知っている市民の割合	(42.0%)	60.0%	66.0%
職場・学校における男女の平等が図られていると考える市民の割合	(43.3%)	50.0%	50.0%
地域における男女の平等が図られていると考える市民の割合	(39.9%)	50.0%	50.0%
市審議会委員等に占める女性の割合	(24.6%)	33.0%	35.0%

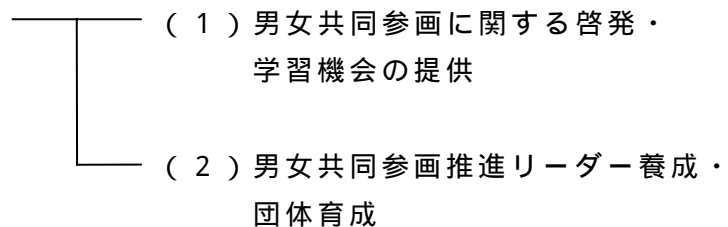
()内は平成 18 年度の実績

4. 施策と基本事業の体系

〔 施 策 〕

〔 基本事業 〕

男女共同参画社会の実現推進



5. 基本事業の内容

(1) 男女共同参画に関する啓発・学習機会の提供

男女共同参画意識の浸透がまだ十分と言えない状況にあることから、市民や事業者が男女共同参画に対する理解を深め、実践するきっかけができるよう、情報紙の配布等により、市民全体への意識浸透を図るとともに、フォーラム・講座など多様な学習機会を提供します。

(2) 男女共同参画推進リーダー養成・団体育成

市民が主体となって幅広い活動を進めるためには、市内全域に男女共同参画意識を持って行動する市民、リーダーとして活動・実践できる市民の存在が欠かせないことから、男女共同参画推進員やサポーター^{注3)}、関係団体等における活動を通じてリーダーの育成が図られるよう、支援するとともに、関係機関の連携やネットワーク構築を進めます。

用語解説

- 注 1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
- 注 2) D V
(ドメスティック・バイオレンス) 狭義には、同居関係にある配偶者や内縁関係にある家族から受ける家庭内暴力のこと。広義には、恋人を含む近親者、または「かつての」近親者から受ける暴力全般を指す。
- 注 3) サポーター
(男女共同参画サポーター) 県が男女共同参画を推進するリーダーを認定する制度で、所定の講座(複数回)に参加すると認定される。